

○令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

		見直し後の障害者の地域区分							
		1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)
現 行 の 障 害 者 の 地 域 区 分	1級地 (20%)								
	2級地 (16%)								
	3級地 (15%)								
	4級地 (12%)								
	5級地 (10%)					大津市、草津市			
	6級地 (6%)					栗東市	彦根市、守山市 甲賀市		
	7級地 (3%)							長浜市、野洲市 湖南市、高島市 東近江市、日野 町	
	その他 (0%)							近江八幡市、竜 王町	米原市、愛荘町 豊郷町、甲良町 多賀町